



自然エネルギー利用システム設置整備費補助金 太陽光発電設備設置費・太陽熱利用システム設置費

地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを利用する「太陽光発電設備」および「太陽熱利用システム」を設置する人で、一定の要件を満たす人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

☆太陽光発電設備

▼補助対象設備

・住宅の屋根等へ設置し、かつ、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。

・(財)電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの。

・設置前において、使用に供されていないもの。

・電力会社と太陽光契約を締結しているもの。

▼補助対象者

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する人、または、自らが居住する目的で設備付住宅を購入する人。

▼注意事項

次のような場合は、補助を受けることができません。

・申請をする前に設置工事を開始している場合

・建売り住宅を購入する場合に、申請までに購入契約が締結されている場合

▼補助金額

太陽光発電システムの公称最大出力値(KW)×3万円。ただし、4KWを上限とし、千円未満の端数は切り捨てとします。

▼申請手続き

申請書類は次のものがが必要です。

・補助金交付申請書

・設置概要書

・設置に係る見積書。建売り住宅を購入する人はその見積書(設備の金額および太陽電池の最大出力の分かるもの)

・設置予定場所の案内図

・設置予定場所の写真

・住民票の写し(交付決定後)

・市税完納証明書

☆太陽熱利用システム

▼補助対象システム

・住宅の屋根等へ設置し、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器および蓄熱槽により構成されたもので給湯や空調に利用するシステム

・太陽熱を利用する自然循環型または真空貯湯型温水器

▼補助対象者

自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを新たに設置する人、または、自らが居住する目的でシステム付住宅を購入する人。

▼注意事項

「太陽光発電設備」と同じ条件。

▼補助金額

・強制循環型システム 1基8万円

・自然循環型太陽熱温水器 1基4万円

▼申請手続き

申請書類は次のものがが必要です。

・補助金交付申請書

・設置概要書

・設置に係る見積書。建売り住宅を購入する人はシステムの金額がわかる見積書。

・設置予定場所の案内図

・設置予定場所の写真

・住民票の写し(交付決定後)

・市税完納証明書

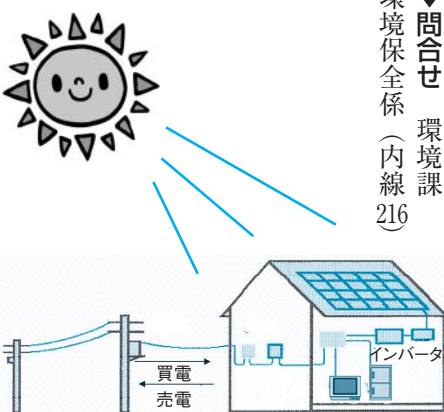
▼申請期間(太陽光・太陽熱共通)

4月2日(月)から申請受付開始。

※様式・記入例等は、市ホームページをご覧ください。環境課でも配付しています。

▼問合せ 環境課

環境保全係(内線216)



■中部電力からお願い カラスの巣作りによる 停電防止について



毎年3月〜5月にかけて、カラスの巣作りがピークとなります。カラスは、巣作りに金属製ハンガーなどを使うことがあり、電柱の上に巣を作ると、漏電や短絡(ショート)で、広範囲な停電を発生させる恐れがあります。

中部電力では、パトロールを強化して、カラスの巣作りの発見と停電防止措置に努めておりますが、市民の皆さまにおかれましても、次のとおりご協力をお願いします。

▼お願い事項

1 金属製ハンガー・針金等を物干し竿やゴミ捨て場に放置しないようお願いいたします。

2 電柱の上にかラスの巣を発見したら、お近くの中部電力までご連絡をお願いします。

※ご通報により、現場の状況を確認し、停電を防止する措置(巣の撤去、金属類の除去等)を実施させていただきます。

【ご参考】平成23年の巣作り状況
 383個(刈谷・知立・碧南・高浜・安城市の合計)

▼連絡先・問合せ 中部電力(株)刈谷営業所(☎0120-1985-620)



低公害車購入促進補助金

自動車の排気ガスに含まれる温室効果ガスは地球温暖化の主な要因とされています。市内で排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化を防止するために、低公害車を新車購入する人で一定の要件を満たす人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象者

平成24年4月1日以降の車の登録であり、車検証の登録日前1年以上市内に在住し、市内を使用の本拠地とする低公害車を非営利目的で購入する個人。

※登録日から60日以内の申請が必要です。

※リースは購入に該当しないため、補助対象となりません。

▼対象車種

- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・電気自動車
- ・天然ガス自動車

▼補助金額

- ・プラグインハイブリッド自動車 8万円
- ・電気自動車 10万円
- ・天然ガス自動車 10万円

▼申請期間

4月2日(月)から申請受付開始。必要書類を直接環境課までお持ちください。(郵送不可)

▼申請手続き

申請書類は次のものがが必要です。

- ・補助金交付申請書
- ・低公害車の自動車検査証のコピー
- ・住民票の写し(コピーではなく、市民課で出されたものを、そのままご提出ください)

購入した低公害車の登録日および登録番号が記載されている請求書または納品ご計算書(車両本体価格がわかるもの)のコピー

・市税完納証明書

※申請について、ご不明な点は、必ず事前にお問合せください。

▼問合せ 環境課 環境保全係(内線216)



合併処理浄化槽設置整備補助金

海や川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をより良いものにするため、汲み取り式や単独浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える人で一定の要件を満たす人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

(今年度から、汲み取り・単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの設置に限り、補助します。)



▼補助対象地域

公共下水道の事業認可区域を除く地域。ただし、「知立市公共下水道処理開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱」に該当する場合を除く。

▼補助対象者

市内に居住している人で、専用住宅(主に居住の用に供する建物または述べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に汲み取り式トイレまたは単独浄化槽から切り替えて10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人

▼注意事項

次のような場合は、補助を受けることができません。

- ・新築(建替えを含む)住宅へ設置する場合

・申請をする前に工事に着手している場合

・浄化槽法に基づく届出をしないで設置した場合

・住宅等を借りている人で、賃貸人の承諾を得られない場合

▼補助金額

46万円(5人槽)、57万2千円(6~7人槽)、77万1千円(8~10人槽)

▼申請期間

4月2日(月)から申請受付開始。

▼申請手続き

申請書類は次のものがが必要です。

- ・補助金交付申請書
- ・浄化槽設置届出書の写しおよび浄化槽調査書の写し
- ・設置場所の案内図
- ・配置図および配管図
- ・全浄協による登録証の写しおよび登録浄化槽管理票(C票)
- ・小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・浄化槽設置工事見積書の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・賃貸人の承諾書(住宅等を借りている場合)
- ・住民票の写し
- ・市税完納証明書

▼問合せ 環境課 環境保全係(内線216)